

生徒ならびに保護者の皆様

令和5年2月28日  
広陵高等学校  
校長 國貞 和彦

## 新型コロナウイルス感染症に係る対応の変更について

ご存じの通り、5月8日から新型コロナウイルス感染症を、現在の感染症法上の2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に位置付けることになりました。また、マスクの着用について、3月13日から屋内・屋外を問わず個人の判断に委ねるとした上で、医療機関を受診する際や通勤ラッシュ時といった混雑した電車やバスに乗る際などには、着用を推奨するなどとした方針を決定しました。

さらに文部科学省は、学校での教育活動では4月以降、着用を求めないことを基本とする方針を、全国の教育委員会などに通知しました。

一連の動きを受け、本校ではどう対応するかを検討し、次のような方針を決定しました。

### 【1】マスクの着用について

本校ではこれまで、校舎内では不織布マスクを原則着用するとしていました。3月13日以降も、感染症法上の5類に位置付けられる5月8日までは、強制はしないものの、不織布マスクの着用を推奨することにいたします。

その理由として、次のように考えました。

現在、全国的に新規感染者は減少している状況ではありますが、本校では昨年・一昨年と新生が入学してから感染者が急増いたしました。大型連休までは今まで通り2類相当として取り扱われますので、感染者だけでなく、濃厚接触者も一定期間登校できなくなります。一度に多くの濃厚接触者が出ると、学習や部活動など学校生活に大きな影響を及ぼしますし、学級閉鎖の可能性もあります。

従って、校内での感染防止対策は、教室の換気等はもちろんのこと、5類に引き下げられるまでは、マスクの着用の推奨を継続することにいたします。

### 【2】5月8日以降の変更点について

マスク着用については、屋内・屋外をとわず「個人の判断に委ねる」ことにいたしますが、言うまでもなく、マスクの着用を妨げるものではありません。

「季節性インフルエンザと同じ5類」という表現がとられますが、インフルエンザは学校感染症の第二種感染症に分類されており、罹患した場合、学校保健安全法の規定により出席停止の措置がとられます。

コロナは現在、学校感染症の第一種感染症になっています。インフルエンザと同じ扱いになれば、罹患した場合のみ出席停止になります。したがって、感染を疑われる症状がある場合、濃厚接触者になった場合などは出席停止にはなりません。なお、現時点ではコロナ感染に伴う出席停止の日数などについては、明らかになっておりません。このことは、わかり次第お知らせいたします。

### 【3】5月8日以降の感染防止対策について

5月8日以降も新型コロナウイルスがなくなるわけでも、感染力が低下するわけでもありません。この3年間、本校もいろいろなことを学びました。それを生かして、感染対策を行っていくことが、生徒の学校生活を守っていくことになると認識しております。

今後とも、効果的な感染防止対策を行っていく方針ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。